

令和3年度 酒井家庄内入部 400 年記念市民活動支援事業
実施要項

(趣旨)

第1条 酒井家庄内入部 400 年記念事業実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、この要項の定めるところにより、酒井家庄内入部 400 記念事業(以下「記念事業」という。)のPRや、地域の歴史文化を学ぶ機会の創出に資する市民の自主的な活動を支援する。

(支援対象者)

第2条 支援対象者は次のすべてに該当する団体

- (1) 5人以上で組織されていること。
- (2) 半数以上の構成員が鶴岡市内に住所を有する者であること。
- (3) 適切な会計処理が行われていること。

(支援対象事業)

第3条 支援の対象となる事業は、鶴岡市内に拠点を置いて次のいずれかの活動(既存活動の場合は記念事業として特別な取組や拡充が必要)を実施するものとする。ただし、特定の個人又は法人その他の団体の利益を図ることを目的とする事業、政治・宗教を目的とする活動を除く。

- (1) 記念事業のPRに資する活動
- (2) 地域の歴史文化を学ぶ機会の創出に資する活動
- (3) その他実行委員会が認める活動

(支援対象事業期間)

第4条 支援の対象となる事業期間は、令和3年8月1日から令和4年2月25日までの間の任意の期間とする。

(支援金)

第5条 支援金の額は、支援対象経費の合計額の2分の1以内の額(千円未満切り捨て)とし、5万円を限度とする。

(支援対象経費)

第6条 支援対象経費は、支援対象事業の実施に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

- (1) 事業の実施に直接関係がない団体の経常的な運営に関する経費
- (2) 国、県又は市の補助事業等の対象となる経費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実行委員会が適切でないと認める経費

(支援申請)

第7条 支援を受けようとする者は、実行委員会が別に定める日まで、次に掲げる書類を実行委員会に提出する。

- (1) 支援申請書(様式第1号)
- (2) 実施計画書(様式第2号)
- (3) 収支計画書(様式第3号)
- (4) 団体構成員名簿(様式第4号)
- (5) その他実行委員会が必要と認める書類

(支援の決定と通知)

第8条 実行委員会は、支援申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査を行う。

当該申請に係る事業を支援することを決定したときは、支援通知書(様式第6号)により、しないときは選外通知書(様式第7号)により、当該申請者に通知する。

(支援の条件)

第9条 実行委員会は、支援を決定する場合において、必要な条件を付することができる。

(支援対象事業の変更、中止)

第10条 支援対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ実行委員会の承認を受けなければならない。

(1) 支援対象事業の内容又はこれに係る経費の配分を変更しようとする場合(軽微な変更(支援対象経費の合計額の2割以内の増減)を除く。)

(2) 支援対象事業を中止する場合

(実績報告)

第11条 支援対象者は、支援対象事業が完了した場合は、支援対象事業の成果を記載した支援対象事業実績報告書と収支計算書、領収書の写し及び実行委員会が必要とする書類を添付して実行委員会に報告しなければならない。

(支援金の額の確定)

第12条 実行委員会は、支援対象事業の完了又はに係る支援対象事業の成果の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査により、適正と認めたときは、支援金の額を確定し、当該支援対象者に支援金確定通知書により通知するものとする。

(支援の取消し)

第13条 実行委員会は、支援対象者がこの要項に違反した場合は、支援金の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、支援金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(支援金の返還)

第14条 実行委員会は、支援金を取り消した場合において、支援対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が支出されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 実行委員会は、支援対象者に交付すべき支援金の額を確定した場合において、既にその額を超える支援金が支出されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(帳簿の整備)

第15条 支援対象者は、支援対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出の内容を証する書類を整理保管しておかななければならない。

(その他)

第16条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和3年7月1日から施行する。